

# 戦後六・三制発足期の旧沼津市における 新制中学校独立校舎建設に伴う資金調達活動に関する研究

## — 建設貯金の割当及び教育公債公募に向けた 市議会教育委員会での審議過程の分析を通して —

A Study on the Community Finance for the Construction of New Jr. High School Buildings during the Occupational period after the World War II in Numazu City  
— Through the analysis of minutes made by the Municipal Council Education Committee on the topic of allocation for the Construction Postal Savings and the Education Bond —

古川 和人

KOGAWA Kazuto

Keywords: financial resources for the city budget to build new jr. high school buildings, target school district and non-target school district, promotional organization to sell education bond, changing the name of jr. high schools newly consolidated with Numazu city, political position as a city council member of each school district

キーワード：六・三制予算の財源、建築校区・非建築校区、愛市公債消化推進組織、新規合併校区の校名改称、校区出身議員の政治的立場

## はじめに

### (1) 研究目的

本研究は、静岡県旧沼津市<sup>1)</sup>議会教育委員会議事録の分析を通して、戦後六・三制発足期の新制中学校独立校舎建設に伴う財源確保に際し、市部における事例として、建設貯金や教育公債の公募がいかにか策定されていたのか、その資金調達施策の審議過程を明らかにすることを目的としている。

### (2) 課題設定

本研究では、最初に六・三制発足期の静岡県における新制中学校政策の経緯を確認していく。次に、

旧沼津市が、この政策に実際にどのように対応していったのかについて、各校の独立校舎への移転や校舎建設の議会決議及び第一期工事着工の時期、また各学校での具体的対応事例を示して、その動向を検証していく。そして、一町村一校の町村レベルとは異なり、市部では複数の新制中学校校舎を同時進行的に建設することから、1948（昭和23）年度の市議会教育委員会における建設貯金や教育公債に関する審議の経緯を追跡することにより、校舎建設事業のための資金調達の経緯を明らかにしていく。最後に、旧沼津市における新制中学校政策実施に際して、資金調達において影響を及ぼした諸要因に関して若干の考察を加えていく。

## 1. 静岡県における新制中学校政策の経緯と旧沼津市の対応

### (1) 静岡県における新制中学校政策の経緯

政府は1947（昭和22）年2月26日に、六・三制義務教育制度を実施することを閣議決定し、同年3月31日の学校教育法の公布・同日施行により、翌4月1日から新制中学校が法令上発足することとなった。新制度の発足に先立ち、文部省は同年2月17日に「新学制実施準備に関する件」という通牒を都道府県に発令し、これに付随して『新学制実施準備の案内』を作成・配布して、新制度発足に際して詳細な指示を与えている<sup>2)</sup>。

文部省はこの通牒を発する前に、地域ブロック別の教育部長会議を開催して、六・三制の学制改革の方針を説明している。この東海北陸ブロック会議に、静岡県から出席したのが教育部長の吉田威雄であった。吉田は会議から帰郷した同年2月1日に、県独自の県学制改革準備協議会を組織するように指示している<sup>3)</sup>。そして、2月4日から9日にかけて地方事務所ごとに打ち合わせ会を開催して、各市町村に学制改革準備委員会を設けるよう指示した。

その際、該当する児童・生徒数、校区と新制中学校数、設置主体、校舎の計画等についての原案を、2月末までにまとめるよう各市町村に求めている。これを受けて各市町村でも、新制中学校設置への取り組みが開始された。

### (2) 新制中学校政策に対する旧沼津市の対応

旧沼津市は新制中学校の設置について、政府の方針に鑑み、原則として従来の一小学校区を一中学校区とする方針を策定し、市内に第一中学校から第八中学校までの合計8校を設ける計画を立案した。

ここで1947（昭和22）年の創設時やそれ以降の独立校舎への移転、議会決議及び第一期工事着工の時期等に関して、六・三制発足期の新制中学校の動向をまとめると、表-1の様になる。

表-1から分かるように、創設当初、旧沼津市の新制中学校校舎は、小学校への併置、旧海軍関係の施設で大蔵省管財局に接収されていたものの借用、

または払い下げて転用するかのいずれかの場合が多かった<sup>4)</sup>。しかしながら、間借り先の小学校も、沼津空襲により校舎の多くを焼失し、教育関係施設が戦争によって多大な影響を受けていた。沼津市内の国民学校10校の中で空襲による被害は合計6校であり、その内訳は全焼5校、半焼1校であった。そのため終戦後、1945（昭和20）年9月1日の第二学期始業式の際には、例えば第二国民学校では旧林間教授場と旧海軍工廠、第三国民学校では旧海軍技術研究所、第五国民学校では旧海軍工廠、静浦国民学校では寺院・公会堂・東京化学工業学校校舎を使用して授業を再開している様な状況であった<sup>5)</sup>。

旧沼津市内地域では、緊急避難的に間借りや旧海軍施設の転用でしのいでいたが、財政難で机や椅子等の備品も不足し、老朽化していた施設は応急処置が必要となった<sup>6)</sup>。しかし、国の1947（昭和22）年度六・三制実施関係予算に、校舎・教室の新築・増設の経費は含まれていないことから、「財源不足のため市の負担だけでは遂行できず、結局後援会や保護者に支援を要請する以外に方法はなく、有志が教室の新設を計画し、募金に奔走」<sup>7)</sup>していた。

その事例として、例えば第一中学校では、同年5月にPTAが30万円を拠出して、机・椅子や緊急に必要な教具・教材を購入している。そして、同校では翌年3月に、121万円の建設寄附金を募集することになった<sup>8)</sup>。また、片浜中学校では「一時も早く中学校を建築整備して望ましい教育をしなければならぬ」という強い要請は寸刻の延遷をも許されない状態にあった<sup>9)</sup>ことから、「片浜中学校建設委員会」を組織して、280万円の地元負担金の寄附の募集を計画している。

以上の様に、新制度発足当初から1948（昭和23）年6月までは、各校区が中心となって寄附の募集や移転先の独立校舎用地の選定等の意思決定を行い、その結果を市議会から同意を得るという手法で各中学校整備事業が推し進められてきた。それが、同年7月からは、市議会各種委員会の一つとして教育委員会<sup>10)</sup>が設置され、これ以降校舎建設施策の大枠は、市議会教育委員会で議論・決定されることになった。そして、『昭和23年沼津市議会委員会会議録』（沼

表一 1. 旧沼津市における新制中学校の発足期の動向

中学校名	校区	創立時の校舎	独立校舎への移転時期	独立校舎の所在地	校舎建設議会議決時期 第一期工事着工時期
第一中学校	第一小学校区 (金岡小学校区)	旧海軍工廠工具養成所跡	昭和26年	丸子町(3回目の移転先)	昭和25年7月21日 昭和26年1月31日
第二中学校	第二小学校区 第六小学校区	旧市立中央青年学校	昭和23年10月	千本	昭和23年2月25日 昭和23年2月28日
第三中学校	第三小学校区	旧海軍技術研究所跡	昭和24年2月	下香貫木の宮	昭和24年5月30日 昭和24年10月13日
第四中学校	第四小学校区	第四小学校	昭和24年10月	上香貫中住町	昭和23年12月25日 昭和24年3月23日
第五中学校	第五小学校区	第五小学校	昭和22年6月	旧沼津農学校跡(岡宮)	昭和23年2月25日 昭和23年3月8日
片浜中学校 (第六中学校)	片浜小学校区	片浜小学校	昭和24年2月	旧海軍工廠跡(小諏訪)	昭和23年2月25日 昭和23年2月28日
大岡中学校 (第七中学校)	大岡小学校区	大岡小学校	昭和22年9月	旧名古屋兵廠駿河製作所 青年学校(大岡)	昭和23年12月25日 昭和24年2月1日
静浦中学校 (第八中学校)	静浦小学校区	旧海軍技術研究所跡	昭和24年6月	獅子浜	昭和23年2月25日 昭和23年5月20日
金岡中学校	金岡小学校区	旧海軍工廠工具養成所跡	昭和23年4月に 第一中学校から独立	本熊堂	昭和25年9月25日 昭和25年12月8日

出典：湯川次義(2006)「沼津市における新制中学校の成立に関する一考察 一校舎建築と新教育への取り組み」『沼津市史研究・第12号』沼津市教育委員会、p.63。静岡県教育委員会(1952)『静岡県六三制建設史』、pp.514-531。

津市議会事務局所蔵)によると、同年7月7日には教育委員会委員長他8名合計9名の所属委員だけではなく、市長、議長、議員1名、監査委員、沼津市立高等学校長、庶務課長、教育課長、教育課主任、議会書記が出席して、第一回市議会教育委員会が開催されている。

そこで、本稿においては『昭和23年沼津市議会委員会会議録』に基づき、新制中学校発足期に旧沼津市全体として独立校舎建設のための当初の財源確保に目途がつくまでの経緯を、市議会教育委員会における審議過程を追跡することで明らかにしていくことにする。

## 2. 旧沼津市議会教育委員会における審議過程

### (1) 第三・五回市議会教育委員会

第一回市議会教育委員会の後、新制中学校校舎建設が本格的に議論の俎上に載ったのは、1948(昭和23)年7月27日に緊急招集された第三回委員会からであった(委員長他5名の委員[委員4名欠席]、議長、市長、総務課長、監査役、建築課長、教育課長、教育課主任、議会書記長、議会囑託が出席)。

第三回委員会の議題は、「新制中学校二十三年度校舎建築の件」、及び「震災小学校二十三年度復旧建築の件」であった。とりわけこの回の審議内容としては、「昭和二十三年度小学校及新制中学校の建築費の予算」についてであり、最初に委員長から国庫補助額と実際の経費とのギャップの状況、及び緊急会議の招集に至った経緯の説明があった。

次に、建築課長から小学校及び中学校の建築計画に関するプリントと図面の資料が配布され、その内容についての詳細な説明があった。その後、建築課長の報告・説明に対して各委員から質疑があり、最終的に建築課長が示した計画案に委員全員が賛成している。ただし、会議の最後に清水委員から「P・T・Aの負擔が非常に多いので、出来るならば教育債というようなものを発行しては如何。」との提案がなされた。しかし、これに対して市長は「静岡でやっているようだが之は難しい問題であります。」、また議長は「教育債は難しい。金詰りでなかなか賣れないだろう。」と、市長・議長兩名共に教育債に対して否定的な意見を示したが、委員長が「一應地元の寄附という事にして案を出ませう。」とのコメントを残し、この回の委員会は閉会となっている。

しかしながら、同年8月になり事態が一変するこ

となる。8月20日の第五回委員会のことが、8月24日付『静岡新聞』<sup>11)</sup>では「行悩む沼津校舎建設」との見出しで、次の様に報じられている。

【沼津発】国庫補助の大削減により沼津市廿三年度の中小学校建設計画は根本的に履えされたため市では廿日午後一時から教育委員会を開き対策を練ったが、物価の値上がりにより今回内定した国庫補助額では最初の計画の四分の一位しか建設出来ず、「この際教育公債を発行せよ」と主張するものと「市の財政を考慮して予算を再編成せよ」と主張するものがあり、遂に結論は出せなかった。

このような状況は、単に旧沼津市のみだけではなく、国庫補助金を前提に独立校舎の建設計画をしていた全国の市町村財政が、同様の混乱状態に陥ることになった。その背景としては、1947（昭和22）年11月に教育刷新委員会が「六三制義務教育完全実施について」という建議を政府に対して行い、1948（昭和23）年公立小中学校建物整備費国庫補助金が一時は50億円にまで増加したにもかかわらず、ドッジ・プランと呼ばれる超均衡経済政策により、1949（昭和24）年度当初予算で教育費の一角が削減され、同時に六・三制建築費国庫補助金の全額が削除されてしまうことになったからである。

その後、1949（昭和24）年度補正予算において建築費補助金15億円の予算が計上されているが、結局不足分は市町村民税の増額、建設貯金、公債の発行、寄附等として国民の莫大な負担として転嫁されることになった。このうち建設貯金（郵便貯金）については、予定額の八割以上の裏づけがないと起債が許可されず、国庫補助も受けられなかった。

ただし、旧沼津市においては、市議会教育委員会設置前の1947（昭和22）年度に「六三制貯金」と称して、第一回目の建設貯金が実施済であった。

## （2）第六回市議会教育委員会

このような状況を受けて校舎建設の財源確保に向けた本格的な審議をすべく、第六回委員会が1948

（昭和23）年9月14日に開催された（委員長他6名の委員[3名欠席]、助役、監査委員、建築課長、教育課長、教育課主任、議会書記長、議会書記、議会嘱託が出席）。議題は、「六三制貯金割当の件」、及び「教育公債に関する件」であった。

この回の会議冒頭、委員長から県の助役を通じて打診した所、公募公債は「三千万円位ならば許可になる見透しがついた」こと、「どうしても必要缺くべからざる教室数」、及びそのための見積み金額、建設貯金として「七〇〇万円位貯金しなければならない」こと、及び「此の七〇〇万円を各校に割當てる」、以上三点に関して説明があった。そして、教育課長からは、六・三制貯金割当の前提となる1948（昭和23）年度に「認証を受けた坪数」、及びその見積み金額に関して補足があった。

以上の説明を受けて、建設貯金や教育公債の公募について、次の様な議論が展開されている。

- ・田中委員「各校区の建築計画に比例して各校区で集めて貰えばよい。」
- ・教育課長「前にさうしたが、之は難しい。市全体で公平に分擔するようにしたい。」
- ・田中委員「さうすると早くに寄附を集めてやつたところが負擔が多くて、後からやるものは補助と起債という事で負擔が軽いという事になると馬鹿正直なものか損をする事になる。負擔というものは公平にしなければならぬ。」
- ・委員長「しかし、補助といっても坪単價一一、一八〇円で実際は一五、〇〇〇円かかるから坪当たり三、八二〇円の不足額はその後期の寄附に俟たなければならないし、貯金といつても七〇〇万円もの巨額のものであるから、之からやる所でもなかなか負擔は大きい。」
- ・清水委員「田中さんの言う事も尤もであるが、片浜を中心としての考えである。誰でも自分の校区は可愛いが、教育という重大問題には、沼津全市にわたつて考えなければならぬと思う。」
- ・田中委員「市の方針は、出来るだけ早く建築してほしいということであつたので、其の方針に従つて他に卒先して我々はやつて来た。それを同

じような具合に貯蓄させるという事は無理である。此の生活の苦しい時に負擔ばかり多くなつてとてもやれない。實際の事を言えば、青空で教育をしても良い先生が得られれば、教育が出来るかもしれぬが、子供が可愛いから、良い教室を早く作つてやりたいと無理してやつたのである。そこを考慮してくれなければ困る。だから此の貯金にしても今度建築をする校区でも負擔すべきである。」

- ・委員長「しかし校区だけでは大変である。」
- ・田中委員「校区だけでは大変な事は勿論であるが、各個人が自分の人格を完成しようとする気持になればできるのと同様に各校区が自分の区の學校完成の熱意に燃えれば出来る。それに多少なりとも校区外に於いて特志家の寄附とか貯金とかを仰げば必ず出来ると思う。」
- ・清水委員「極端に言えば田中さんの御意見は直接受益者が負擔しろという事でしょう。」
- ・委員長「田中さんの御意見も無理ないと思うが、此の貯金が出来なければ起債が許可されず、結局學校が建たないのだから、そこを何とか考え直して各校区で公平に分擔するようにして頂きたい。」
- ・教育課長「去る九日に各學校長、P・T・Aの會長、副會長に集まつて頂いて七〇〇万円貯金しなければならぬがどんなふうによつたらばよいかという事を協議したのであります。二十二年度は各學校の生徒數に按分してやりましたが非常に実績が挙がりまして七二万円多く貯金できたのであります。それで、前の実績に鑑みて、本年度も生徒數に按分してよいかという事を聞いたのであります。去年とは状況が異つておるから之は市民税と戸數割というものを基としてやつて貰いたい。それに前に余分に貯金した分は差引いて貰いたいという事であつたのであります。」

その後も議論は続き、清水委員は「本年度認證を受けた校区が大体七〇〇万円の七割五分、後の學校が二割五分負擔するというのであるが、如何でしょ

うか。」との提案をしたのに対して、委員長は六割対四割ではどうかと内示した。しかし、田中委員は「二割五分と七割五分の線で決めて貰いたい。それだけ御願ひしておく。」と言い残して私用で會議室を退出し、委員会は暫時休憩している。

その後委員会が再開し、建築課長の報告の後、委員長がこの報告への質問を受け付けた。しかし、質問がなかったので、「御質問が無ければ本問題に帰りまして、六三制の貯金の割當を決めたいと思います。」として、「鈴木さん田中さんから七割五分と二割五分という案が出たが、それでは本年度の割當てを貰つて工事をする校区の負擔はあまりにも大きくなり過ぎるから、もう少し対局的見地に立つて四割六割という位にして頂きたいが…」との提案が再度あった。この提案に対して各委員からは肯定的意見があり、清水委員は「一つの自治体の運営を考えたらば、一つの校区に拘つてははずい。大体平均にして或る程度の色を付ける程度にしては如何かと思う。」、また、森委員は「自分の校区の事ばかり言つていて市民の代表の市會議員より校区の代表の市会（ママ）議員みたいになつてしまう。もつと廣い目で見なければならぬ。」との発言があった。

次に、委員長から實際の負担に関する見積もりとして、「四割、六割にすると、受益校区は一人當り約四八一円、非受益校区は約三〇三元となります。」と提示している。これに対して、複数の委員から「七割五分と二割五分、六割と四割の中間をとつて七割と三割にしてはどうか。」という意見も出たが、「前年度余分にやつた七二万円」を差し引くことを条件として、結果的にこの回では委員長提案の受益校区六割・非受益校区四割の負担率で決定している。

そして、最後に「七二万円の操作及生徒數で割るか戸數で割るかは當局に任せる事」にして、學校視察を実施する件、及び9月定例市議會に追加の教育予算案が提出されるため、これを市議會前に審議する件を確認して、第六回委員会を閉会している。

### (3) 第七回市議會教育委員会

第七回委員会は、1948（昭和23）年9月22日に開催された（委員長他8名の委員〔委員1名欠席〕、

市長、総務課長、教育課長他市役所職員3名が出席)。議題は、「昭和三十三年度教育費追加予算に関する件」、「昭和三十三年度新制中学校小学校々舎建築及修繕計画に関する件」、「昭和三十三年度六・三制貯金に関する件」であった。

最初に、「昭和三十三年度教育費追加予算に関する件」が審議され、スムーズに原案通り可決された。次は「昭和三十三年度新制中学校小学校々舎建築及修繕計画に関する件」であるが、これは実質的に教育公債に関する協議であった。教育公債に関する協議内容は、以下の通りである。

- ・委員長「公募公債は大体三、〇〇〇万円位は発行できる可能性があるという事を申し上げました。之に対して、一度教育委員会が主となって、学校関係者と一般市民に集って貰って、公聴会をやり一般市民の輿論に訴えたいと思うが如何でしょうか。」(異議なき者多数)
- ・市長「公聴会をやる前に大体の案を委員会で決めて、むしろ宣傳位にした方がよいと思う。」  
(中略)
- ・市長「之は非公式ですが、三、〇〇〇万円の市債をやる事について他に悩みもあるが、第一に考えなければならないのは、学校行政の将来を考えて、新制中学の構想を考え直さなければならないのではないかと思う。各校区で一つずつ造る計画でやっているが、出来るならば今迄の校区を考えずに造る事を考えなければならぬのではないかと思う。」
- ・清水委員「それも一つの案だが、現在は農地問題などで廣い敷地がなかなか得られないから無理でしょう。」

次に、「昭和三十三年度六・三制貯金に関する件」について議論しているが、概要は以下の通りである。

- (ここで委員長が途中退席し、清水副委員長が議長席に着く)
- ・副委員長「では次に御手許に配布してある六・三制貯蓄割當のプリント(表-2:筆者注)を御

覧願います。課長より説明を願ひ然る後に審議したいと思います。」

- ・教育課長「此の前の委員会で審議願つた建築校区を六割、建築しない校区を四割という事で戸数を基にして計算したのであります。それに、沢山建築する所と極く僅かな所と同じでは均衡が保てないからそれを考慮し、更に二十二年度に余分に貯金した所は、それだけその校区の割當より差引いて計算したのであります。之を各校区に御願ひしたのであります。」

ここで竹内委員から、教育課長から示された案が前回の委員会での決議に反しているとの指摘があり、これに対して教育課長は、以下の様に説明している。

- ・竹内委員「あの時より建築校区が二校ふえている。片浜と第六が入ってしまった。之では委員会の決議を尊重しているとはいえない。」
- ・教育課長「それは前年度認証以上にやつた分の1/2を國庫補助の対照としたからであります。」
- ・鈴木委員「之では又委員会にかけて審議し直さなければならぬ。」
- ・副委員長「或る程度任せるとは言ったが、之ではあの時の我々の意志が入れられていないところがあるので承服し難い。あまりに机上の計算に過ぎる。」
- ・鈴木委員「此の前の委員会の時と、認証坪数からしてちがっている。」
- ・教育課長「それは、五〇坪を余分に貰えることが確實になつて来たので入れたのであります。」
- ・田中委員「現状に於いては、市はただできるだけ多くの國庫補助をとつてやろうという事ししか出来ない。後は各校区が、良い學校を造りたいならば骨を折るより仕方ない。自分のところえ負擔が来たならばそれを苦しくとも負擔してやるより他に手が無い。」
- ・副委員長「改めて之を今日の委員会にかけて、無理でも決議して頂くようにしたならばどうか。」
- ・森委員「市内中の學校全部が立派に出来なければ市の体面維持が出来ないから、全市で公平に

表-2. 第二回 六、三制貯金割当調書

## 一、割当総額

金 七百貳拾萬圓也

但 前回貯金の餘剰金 七五九、六〇〇円を差引き 六、二〇〇、〇〇〇円を實割当とする

## 二、割当の方法

建築校区負担六割、非建築校区負担四割として之を戸数依り按分する

但 建築校区は建築坪数も考慮の上割当を行ふ

## 三、割当

建築校区 四百貳拾萬圓也 (戸数 一〇、四九五 戸)

校区名	戸数	戸数による 平均割当額	建築坪数	戸数と建築坪数 による割当額	前回貯金の余剰額	決定額
第二、六	2,334	934,038	325	937,000	173,000	764,000
第三	2,049	819,966	465	825,000	115,000	710,000
第五	2,396	958,440	83	954,000	52,000	902,000
片浜	1,732	693,756	86	690,000	△10,000 不足	690,000
静浦	1,984	793,800	251	794,000	38,000	756,000
計	10,496	4,200,000	1,210	4,200,000	368,000	3,822,000

非建築校区 貳百八拾萬圓也 (戸数 七、〇五八 戸)

第一	2,155	855,000			211,000	644,000
第四	1,923	763,000			184,000	579,000
金岡	1,148	456,000			△31,000 不足	456,000
大岡	1,831	726,000			27,000	699,000
計	7,057	2,800,000			391,000	2,378,000
總計	17,552	7,000,000			759,000	6,200,000

出典：昭和23年沼津市議会・第七回教育委員会會議録(1948)添付資料(9月22日現在)

負擔して全部良い學校にしてゆこうというのが私の持論である。さうでなければ何時迄たつても良くはならない。」

- ・田中委員「市全体の學校を甲乙なしに作りたいというのが市民一般の氣持であり念願であるけれども、現状に於いてはなかなかそれが出来ない。各校区勝手にやれというような有様である。認證を受ける面においては市が努力してやる。それ以外の事は各校区でやるより仕方がない。片浜はそれでやつて来たのである。」

その後、田中委員から「内容は同じでも建築校区非建築校区とししないで第一から順々に並べて書いた表ならば、ずっと感じがちがうと思う。」との提案に対して、委員長が「それでは、田中さんの案の通りにして頂きたいと思ひます。皆さんの立場も御察しするが、今日はまげて御承認願ひます。」との言葉を最後に、第七回委員会は閉会されている。

## (4) 第八回市議会教育委員会

第八回委員会は、1948(昭和23)年10月20日に開催された(委員長他6名の委員[委員3名欠席]、市長、助役、監査委員、総務課長、教育課長、建築課長他市役所職員4名が出席)。議題は、「沼津市小中学校復興建築のため三、五〇〇万円の公募公債に関する件」、「その他」であった。

會議冒頭、教育課長から「前年度の超過分1/2を補助の對照にしたが縣よりそれは認める事が出来ないとの指示があった」との報告があった。これに対して田中委員からは、「片浜の補助の對照になつた分が駄目になつたとゆう事は重大問題である」との指摘があった。しかし、最終的に委員長からは、「片中の分は先般の委員会で決定した事でありますから委員会の決定事項を尊重して決定通り實行するという事に致したいと思ひますから御了承願ひます。」との発言があった。

次に、委員長からプリント資料として示された表

－3について、「当局が各学校から申請されたもの及び皆さんが御視察下さった結果の御意向に基づいて、更に建築課の方で調査して設計書を作つてこういう数字を出した」との説明があった。

また、3,500万円の教育公債の消化方法について、委員長から「各校区校区で割当式にしてやらなければ出来ない」として、「教育委員会が主催となつてP.T.A. 婦人会の方々にも御寄り願つて協議会でも開いて方法等について打合せをしたり一般の輿論も喚起したい。」との発言があった。そして最後に、この協議会の開催方法の詳細を審議するため、同年10月23日に再度委員会を開催する旨を確認して、第八回委員会は閉会している。

#### (5) 第十二回市議会教育委員会

第十二回委員会は、1948（昭和23）年12月9日に開催された（委員長他7名の委員〔欠席1名、ただし「金岡問題対策委員会」同時刻開催の為、3名の委員が途中退席〕、議長、市長、教育課長他市役所職員2名が出席）。議題は、「六三制貯金に関する件」、「教育公債に関する件」、「市立学校教職員に対する研究費支給に関する件」であった。

冒頭、委員長から委員に対して当局が「愛市公債消化推進本部」設立案を作成した旨の報告があり、この案の検討要請があった。そして、教育課長からも「愛市公債消化推進本部並各学区実行部組織」案（図－1）のプリントを使って詳細な説明があり、「ど

協議願いたい」との発言があった。

そして、委員長が「P.T.A.の役員や先生方に集つて頂いて、我々教育委員が懇談して組織の事を相談したいと思つているが如何でしょうか。」との発言があり、これに対しては「委員長当局並各委員に諮り懇談の日時」を最終的に決定している。また、配布資料として、「愛市公債消化推進本部並各学区実行部組織」（図－1）、「昭和二三年度小学校・新制中学校・市立高校建築及修繕計画案」（表－4）、「公募公債償還年次表」、及び「公募公債発行種類」が、教育課長から配布プリントとして示されている。

#### (6) 第十三回・第十四回・第十五回市議会 教育委員会

第十三回委員会は、1948（昭和23）年12月22日に開催された（委員長他5名の委員〔欠席者3名〕、市長、助役、監査委員、総務課長、教育課長他市役所職員3名が出席）。議題は、「昭和二十三年度教育費追加予算に関する件」、「公募公債関係追加予算に関する件」であった。

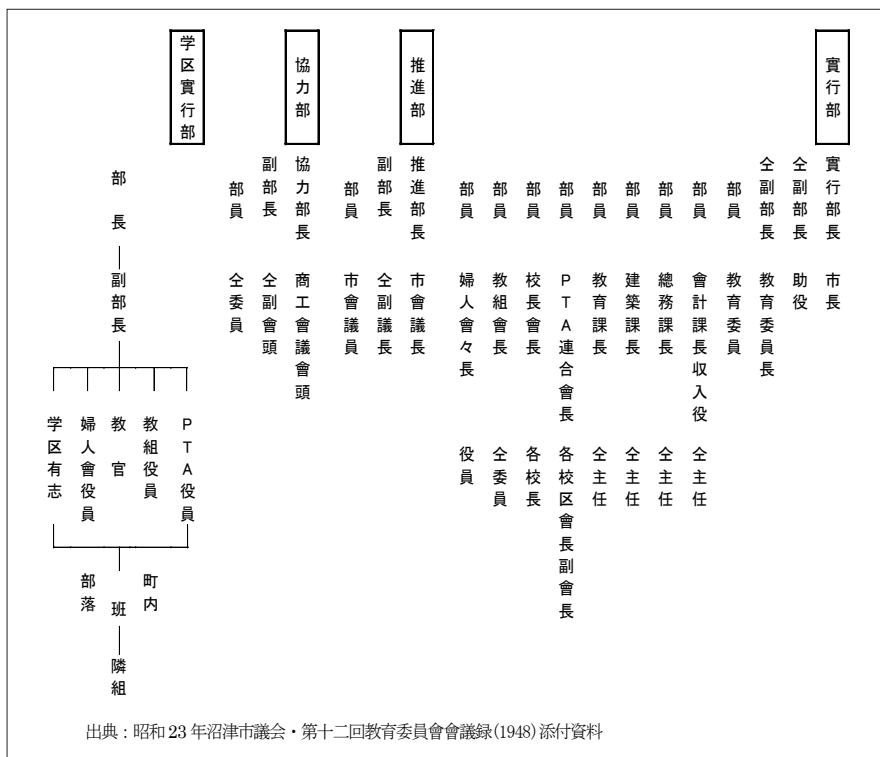
この回の委員会では、委員長から「現在の経済情勢から考えて三、五〇〇万圓の消化ができるかどうか問題である。」として、「公募債券の率の決定は教育委員会に附託されたが当局は八分と言つておるが九分五厘という意見もあるが、何れをとるか。」との問い掛けに、清水委員が「九分五厘がよいと思う。」と応じ、九分五厘への賛成者が多数となり、教育債券の利率は九分五厘という事に決定された。

表－3. 昭和二三年度小学校中学校建築及修繕計画及財源一覧

事業別	国庫補助	起債	公債	合計
小学校新築	2,621,303	2,621,303	16,949,294	22,191,900
中学校新築	4,517,367	4,828,527	13,154,060	22,499,950
小計	7,138,670	7,449,825	30,103,354	44,691,850
小学校修繕			2,038,150	2,038,150
中学校修繕			1,188,050	1,188,050
高等学校修繕			500,000	500,000
小計			3,726,200	3,726,200
合計	7,138,670	7,449,825	33,829,554	48,418,050

出典：昭和23年沼津市議会・第八回教育委員会會議録(1948)添付資料





図一 1. 愛市公債消化推進本部並各学区実行部組織

表一 4. 昭和二三年度小学校・新制中学校・市立高校建築及修繕計画案（12月9日現在）

學校名	坪數	建築費	設備費	事務費	計	修繕費	總計
小学校小計	1,566	20,914,000	218,400	209,130	21,341,530	2,038,150	23,379,680
一中	—	—	322,500	—	322,500	235,000	557,500
二中	450.5	6,719,500	346,450	67,200	7,133,150	—	7,133,150
三中	175	900,000	223,500	9,000	1,132,500	—	1,132,500
四中	343.5	5,037,000	117,500	50,300	5,204,800	—	5,204,800
五中	50	750,000	267,500	7,500	1,025,000	309,700	1,334,700
片中	23	483,500	201,200	4,830	689,530	—	689,530
金中	8.75	100,000	232,250	1,000	333,250	752,850	1,086,100
大中	39	267,000	86,750	2,600	351,350	25,000	376,350
靜中	372.5	6,057,000	353,500	60,500	6,471,000	—	6,471,000
小計		20,309,000	2,151,150	202,930	22,663,080	1,322,550	23,985,630
市立高校	—	—	—	—	—	500,000	500,000
諸經費	—	—	—	—	—	1,500,000	1,500,000
總計	3,282.5	41,123,000	2,367,550	412,060	44,004,610	5,360,700	49,365,310
財源	補助	7,105,523	起債	7,259,787	公債	35,000,000	

出典：昭和23年沼津市議会・第十二回教育委員会會議録(1948)添付資料

第十四回委員会は、1949（昭和24）年1月7日に開催された（委員長他8名の委員〔欠席者なし〕、助役、監査委員、教育課長、建築課長他市役所職員3名が出席）。議題は、「公募公債に関する件」、「その他」であった。

委員会冒頭、委員長から公債発行について総額3,500万円の700万円が特殊寄附で、2,800万円が校区割当となる旨の発言があった。また、教育課長が渡辺委員の質問に答え、700万円の特殊寄附は、市内外の企業団体等に求めるとの回答があった。

そして、委員長から公債発行に際しての割当基準について、議員一人当たり20万円、吏員一人1万円、教職員一人3千円、特殊寄附を1,000万円にしてはどうかとの提案があり、議論の末、大筋で各委員が賛成した。そこで、委員会として、この割当基準と公債消化のための推進委員会の設置を、市議会における議員全員協議会に諮り、実行組織を立ち上げて具体化していくことで合意した。

第十五回委員会は、1949（昭和24）年2月10日に開催された（委員長他5名の委員〔欠席者3名〕、議長、市長、助役、監査委員、教育課長、建築課長、市立高等学校校長他市役所職員2名が出席）。議題は、「市立高等学校に関する件」、「新制中学校学区制に関する件」、「教育公債中間報告の件」、「その他」であった。

この回の会議の終わりに、教育課長から教育公債に関して「現状を一寸申し上げますと、市吏員の五百萬圓の割當は二百五十萬圓位出来ております。篤志家の方は、山田佐太郎さんの特別なる御厚意で三百萬圓もの大口も出来ております。その他にも議長さん始め議員の方々の非當な御骨折りによつて大分よくいつております。PTAの方面は只今各學區々々によつて消化に當つております。はつきりした統計をとつておりませんが大體の見透しは成績良好のようであります。」との中間報告があった。

以上の様に、第十五回委員会までには、新制中学校校舎建設の当初の財源に目途がつくことになった。

### 3. 旧沼津市議会教育委員会における審議に影響を及ぼした諸要因の考察

#### (1) 静岡県下市部における校舎建設計画の特殊要因及び旧沼津市の状況

##### ① 『静岡県六三制建設史』における報告

静岡県教育委員会（1952, p.474.）は、「市部の六・三制校舎建設については戦災・人口増・学区・都市計画等の諸事情を考えなければならない。」と指摘している。つまり、「六・三制整備事業の中心である中学校々舎の整備は小学校（或は高等学校）の校舎整備状況と密接な関係にある事は云うまでもない。」と報告している。

更に市部は、「市街地をつぶして校地を見付け出さねばならぬので独立校を新設することは一層困難である。」とし、これに「加うるに学区毎にそれぞれの出身議員の政治的立場もあり、一校に主力を注いで重点的に事業を施行することが極めてむづかしい。」そのため、「一校毎の最低基準を確保するに数年乃至それ以上を要することがあって校舎の統一性を保つ上の支障となっている場合が多い」と指摘している。また、「昭和二十三年七月十二日当選金附証票法<sup>12)</sup>が制定されたので郡部に比して寄附金に多くを頼ることが出来ぬので戦災四市等に於いては公募公債（所謂愛市公債）によって苦況を切り抜けている努力も一特色と云うことが出来よう。」として、郡部との校舎建設における資金調達方法の違いを指摘している。

ここで表-5は、静岡県下戦災4市である静岡市、浜松市、沼津市、清水市において、1949（昭和24）年中に着工した校舎建設費財源の平均比率を示している。この表から分かるように、確かに清水市以外の3市では起債が40%~50%程度であり、財源のなかでは起債が最も高い比率を示している。そのため、「公募公債によって苦況を切り抜けている努力も一特色」であるという記述は納得できる。

##### ② 旧沼津市の状況

それでは、この時期旧沼津市は、どのような状況であったのであろうか。戦災の状況としては、前述

表－5. 静岡県下4市における昭和24年中に着工した新制中学校建設費財源の平均比率

市名	国庫補助金	起債	寄附金	財産処分	一般歳入その他
静岡市5校平均	27.9%	50.6%	7.7%	0%	13.8%
浜松市4校平均	20.3%	47.4%	4.4%	0%	27.9%
沼津市6校平均	18.4%	40.7%	9.1%	0%	31.8%
清水市5校平均	15.0%	23.3%	0.7%	0%	60.9%
全体平均	20.4%	40.5%	5.5%	0%	33.6%

出典：静岡県教育委員会(1952：pp. 478-541.) をもとに筆者が作成

の様に国民学校6校が空襲により被災していたため、校舎建設予算の全てを新制中学校のみに割くことはできなかった。ここで表－4から算出すると、小学校建築・修繕費の占有率は47.4%、中学48.6%、市立高校4.0%であり、この年度の計画では小学校と中学校の建築・修繕費は、ほぼ同等程度であった。

また、表－5から、1949(昭和24)年中に着工した旧沼津市内6校の建設費財源の平均比率は、国庫補助金が18.4%、起債が40.7%、寄附金9.1%、市費等の一般歳入その他が31.8%であり、財源の4割強が建設貯金と教育公債で賄われていた。この比率は、「沼津市の財源は市債と市税、それに国家補助及び県の補助に依存していて、市債が総予算の四〇パーセントに達している。」<sup>13)</sup> という沼津市史の記述にも合致する。

## (2) 審議過程に影響を及ぼした諸要因

### ①歴史的要因

前述の様に、沼津市は1944(昭和19)年に、片浜・金岡・大岡・静浦の4村と合併している。議事録には、伝統的に行政村として小学校を建設してきた経験を持ち合併された片浜校区と、旧市内の校区との利害が衝突したことが浮き彫りにされている。

戦後、海軍工廠跡地の返還を巡る市当局への不満は、旧金岡村地区の沼津市からの分離運動<sup>14)</sup>へと発展しており、これは金岡問題と呼ばれていた。このような事情もあってか、前述の様に1948(昭和23)年4月からは金岡中学校<sup>15)</sup>だけではなく、第六中学校が片浜中学校、第七中学校が大岡中学校、第八中学校が静浦中学校へと校名変更しており、合併地区と旧市内との分断を垣間見ることができる。

### ②組織的要因

戦後、教育委員会法に基づく教育委員会は、市長等の首長の政治的影響や首長部局から指揮監督を受けないで、教育行政の中立性を確保することを目的として行政委員会として設置された。これに対して議会の各種委員会の一つとしての教育委員会には、市長、議長、助役、教育課長、建築課長等、市三役、議会代表者、行政当局関係者が挙って出席し、発言までしている。そのため、市議会教育委員会では、委員会の委員だけではなく、特に市長の発言が、ある一定の影響力を及ぼしたと考えられる。

この時期、新制中学校建設事業は、地方自治体にとって最大の懸案事項であり、政策的課題でもあった。その意味では、首長・議会議長・各部局が、組織として一体となり、市議会教育委員会が中心となって新制中学校校舎建設事業を含め教育行政に当たった、とすることができる。

### ③政治的要因

前述の様に「学区毎にそれぞれの出身議員の政治的立場もあり、一校に主力を注いで重点的に事業を施行することが極めてむづかしい。」との指摘もあるように、旧片浜村校区から選出された議員である田中委員の発言は、選出校区の経験を念頭にしたものであると推測できる。

しかし、第六回委員会において清水委員は、「誰でも自分の校区は可愛いが、教育という重大問題には、沼津全市にわたって考えなければならぬと思う。」と発言している。また、森委員は「自分の校区の事ばかり言っていると市民の代表の市會議員より校区の代表の市會議員みたいになってしまう。」との発言があった様に、校区出身議員の政治的立場が如実に

表れたのが、旧片浜村校区選出議員である田中委員の発言であったと考えられる。

## おわりに

ここで表-5から、静岡市、浜松市、沼津市、清水市において、1949（昭和24）年の財源別では、どの市も寄附比率が比較的低い。そして、前述の様に静岡市、浜松市、沼津市では、起債が40%～50%程度であり、財源のなかでは最も高い比率を示しているのに対して、清水市だけは起債よりも一般財源その他の比率が高いという特徴がある。

それでは、静岡市、浜松市、沼津市と清水市との違いは、いったい何であろうか。実は、清水市は教育委員会法施行日の1948（昭和23）年11月1日に教育委員会を設置して、早くから行政委員会としての教育委員会が新制中学校校舎建設事業を推進してきたという経緯がある。そのため、なぜ行政委員会としての教育委員会が新制中学校校舎建設を担当すると議会教育委員会の場合と財源比率が異なってしまうのか、という疑問が湧き上がってくる。

その意味では、清水市が行政委員会としての教育委員会を通じて、新制中学校校舎建設の財源をどのように確保していったのかということが、次の研究課題として浮上してくると考えている。

## 注

- 1) 1923（大正12）年に沼津町と楊原村が合併して市制を施行させた沼津市は、その後1944（昭和19）年に片浜村、大岡村、静浦村、金岡村の4村と合併した。その後、1955（昭和30）年には、愛鷹村、大平村、内浦村、西浦村の4村とも合併している。そこで、ここでは片浜村、金岡村、大岡村、静浦村の4村と合併した地域を含めて、旧沼津市と呼ぶことにする。
- 2) 静岡県立教育研修所（1973）『静岡県教育史・通史篇下巻』静岡県教育史刊行会、p.510.
- 3) 同上書、pp.510-511.
- 4) 湯川次義（2006）「沼津市における新制中学校の成立に関する一考察 - 校舎建築と新教育への取り組み -」『沼津市史研究・第12号』沼津市教育委員会、p.65.
- 5) 沼津市史編さん委員会（2009）「第1章・終戦と沼津の復興 第7節 沼津市の教育の民主化」『沼津市史・通史編 現代』沼津市教育委員会、p.113.（原典：『昭和二十一年 市会決議書』）
- 6) 湯川（2006、p.64.）
- 7) 沼津市史編さん委員会（2009、p.123.）（原典：1947〔昭和22〕年11月29日付『静岡新聞』）
- 8) 静岡県教育委員会（1952）『静岡県六三制建設史』、p.515.
- 9) 同上書、p.525.
- 10) 1948（昭和23）年7月公布の教育委員会法に基づき、教育委員会は同年11月1日に発足しているが、当初は都道府県及び五大都市（横浜・名古屋・神戸・大阪・京都）他21市16町9村のみで設置され、大多数の市町村は結果的に1952（昭和27）年11月までが設置期限であった。そのため1948（昭和23）年7月から旧沼津市では、市議会各種委員会の一つである市議会教育委員会が、教育行政政策の審議を行っていた。
- 11) 湯川（2006、p.64.）
- 12) 当せん金付証票法・第4条第1項によると、戦災による財政上の特別の必要を勘案して指定される特定市は、当せん金付証票つまり宝くじを発行することが可能であった。そのため、財政規模の大きな市では、宝くじ発行の収益金による新制中学校建設資金の捻出が可能であった。しかし、静岡県下戦災4市等に於いては、市の規模を考えると特定市になり宝くじを発行したり寄附を募ったりするよりも、結果的に公募公債での資金調達になってしまう傾向にあったと考えられる。
- 13) 沼津市史編さん委員会（2009、p.30.）「第1章 第2節 終戦直後の沼津市政」
- 14) 永江雅和（2011）「沼津市旧海軍工廠用地をめぐる開拓問題の諸相」『沼津市史研究・第17号』沼津市教育委員会、p.10.
- 15) 静岡県教育委員会（1952、p.527.）では、第一中学校から独立して金岡中学校が設立された理由は、「諸般の事情」としか報告されていない。